最終更新日：2016年9月30日

株式会社フォトクリエイト

大澤　朋陸
問合せ先：03-6812-7054
証券コード：6075
http://www.photocreate.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立ち、経営の健全性を確保し透明性を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。そのために当社は、最適利益と財務の健全性を追求すること、株主に対するタイムリー・ディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれの独立性を保ち、業務執行及び監督責任を果たすことを経営の最重要方針としております。
また、当社はコーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、社外取締役（1名）・社外監査役（3名）・内部監査室を設置し、コンプライアンス体制強化と、企業文化とコンプライアンスの融合を全社的に推進していくとともに、社内外からの意見を求め、積極的に組織の改善を図り、永続的に内部統制システム及び管理体制の整備を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。
今後も、より実効性の高いコーポレートガバナンスの実現に向けた取り組みを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社フォトライフ研究所 代表取締役社長　武田　宣	1,015,988	66.35
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長　増田　宗昭	382,000	24.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無 更新	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及び株式会社フォトライフ研究所　（非上場）

補足説明 更新

株式会社フォトライフ研究所（以下「公開買付者」といいます。）が、平成28年８月12日から実施しておりました、当社の普通株式並びに平成20年６月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権及び平成26年９月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成28年９月26日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けにおいて当社株式1,015,988株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。
この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成28年９月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、公開買付者が当社の親会社に該当することとなります。さらに、公開買付者の完全親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することになるため、当社の親会社に該当することとなります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引条件の決定については、一般の取引先と同様な取引条件で決定しており、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳山　涼平	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳山　涼平	○	―――	証券業界やインターネット業界で培われた専門的な知識や経験からの視点に基づく経営の監督・助言を当社の経営強化に活かしていただくため選任しております。 また、独立役員として指定した理由は、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室は、日常的に情報交換等を行っており、会計監査人とも内部監査の内容等を報告し情報の共有を図っております。
また、監査役、内部監査室、会計監査人は連携を高め、効率的な監査を進めるべく、四半期に一度、三者が協議し情報共有及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本　純	他の会社の出身者													
関根　正浩	税理士													
中陳　道夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本　純	○	―――	長年の企業経営の関与により培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映するため選任しております。 また、独立役員として指定した理由は、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。
関根　正浩	○	―――	これまでのビジネス経験及び監査役としての経験を当社の監査に反映するため選任しております。 また、独立役員として指定した理由は、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。
中陳　道夫	○	―――	

			弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映するため選任しております。 また、独立役員として指定した理由は、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。
なお、本書提出日時点で全てのストックオプションが行使されており、ストックオプションを保有する取締役はおりません。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高める目的で付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、各取締役の職責や実績を勘案し、報酬額を決定しております。
また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会で協議し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、管理本部が窓口となり、取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明等を行っております。
社外監査役のサポート体制については、管理本部が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明をするとともに、内部監査室が必要に応じて資料の提供や、情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
経営の最高意思決定機関である取締役会は、社外取締役1名を含めた5名の取締役で構成されており、経営の基本方針、重要事項に関する意思決定や月次・予算実績差異分析その他の重要事項の報告により、業務執行及び取締役の職務執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営判断の迅速化に努めております。また、取締役会規程に基づき、取締役会には、全取

締役のほか監査役も出席し、必要な意見の表明及び取締役の職務執行の適正性を監査・監督しております。

2. 監査役会・監査役
当社は、監査結果の意見交換及び情報共有の場として、監査役会を設置し、月１回定期的に開催しております。監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）により構成され、監査役監査及び内部監査内容を相互に共有し、監査結果を業務の改善に反映させられる体制の構築に努めております。監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、取締役の職務執行に関わる監査を随時行っております。

3. コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員、内部監査室長、管理本部長、人事総務部長及び女性社員の代表１名からなる委員で構成されております。また、コンプライアンス体制構築を実現するために、当社では各本部長からなるコンプライアンス担当者を各本部に設置しております。法令等に違反または違反可能性のある行為に関する事項、コンプライアンスに関する重要方針、及び体制に関する事項ならびに関係法令・社会情勢の動向に基づく企業行動の基本に関する事項について重大な欠陥が発見された場合は、コンプライアンス委員会を随時開催し、対応を審議・決定しております。

4. 経営会議
当社は、常勤役員及び各本部長をメンバーとする経営会議を毎月2回開催しております。経営会議においては経営の推進に係る様々な課題等に対して幅広く議論しております。

5. 会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

6. 内部監査
当社は業務監査を執行し、社内業務を強化するために取締役会にて内部監査規程を定め、内部監査室を設置しております。内部監査室は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、内部監査を実施しております。また、刻々と変化する経営環境の変化と経営リスクの変化に随時対応できるよう当社では毎年の監査計画を策定し、業務監査が単なる形式的監査とならないよう努め、代表取締役社長は内部監査室が行う業務監査の監査結果を月１回定期的に開催する内部監査報告会で報告・共有し、経営に関わる業務遂行状況の確認及び経営リスクの分析に努めることを基本方針として決定し、遂行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役1名を選任、同時に独立役員に指定しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会にて独立した立場から、経営全般に関して適宜意見を発言し、取締役会の監督機能強化を図っております。
また、当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名、併せて3名で構成されており、いずれも社外監査役であると同時に独立役員に指定しており、専門的、客観的、独立的立場から経営全般を監査し、牽制機能を発揮しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月が決算期のため、集中日とは異なる日に株主総会設定となります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後にアナリスト・機関投資家説明会の開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他開示資料を適時掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部経営管理部で対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、取引先様等ステークホルダーに対して、適時的確な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。この責務を果たすために、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、以下のように「内部統制システム整備基本方針」を定めております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令上保存を義務付けられている文書及び取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書並びにそれらに付随する資料等は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的記録文書として記録し適切に保管及び管理を行います。なお、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社では、取締役が経営上のリスクに関する協議を随時行うほか、各部門において部門長が業務の監視・把握を徹底し、リスクの早期発見及び未然防止に努めるものとします。また、外部機関を活用した与信管理や反社会的勢力との取引排除のための情報収集、顧問弁護士との議論の場を設けることでリスク管理を効果的に行うものとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の基本方針、重要事項に関する意思決定や月次・予算実績差異分析その他の重要事項の報告により、業務執行及び取締役の職務執行を監督するものとします。なお、取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営判断の迅速化に努めるものとします。

4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンスを経営の最重要要素とし、コンプライアンス体制の強化・推進を実現する事を目的にコンプライアンス規程を制定しております。また、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人が、企業理念に則って法令、社内規程、企業倫理、社会規範等を遵守することを周知・徹底いたします。
また、当社における法令違反、企業倫理に反する行為等を早期発見出来るよう、使用人からの相談・通報等を随時受付け、リスクを未然に排除できるよう内部通報制度の運用を実施し、コンプライアンス体制の一層の強化を図るものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を制定するとともに、子会社の経営活動における重要な意思決定に関しては当社への報告を行うとともに、経営管理体制及び経営効率の向上を図るものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた担当者はその命令に関して、監査役の指揮命令下に置くものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、契約書、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができます。
また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとします。
なお、監査役に報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
常勤監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
また、内部監査の年次計画の事前説明及び内部監査の実施状況について適宜報告を受けて意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るとともに、会計監査人と適宜情報交換を行います。
また、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

9. 反社会的勢力との関係断絶に向けた体制
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
また、反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力排除を明記すると共に、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針としております。
また、反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力排除を明記すると共に、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――